

「表明・確約」及び「暴力団排除条項」

1 表明・確約書

- 表明・確約書とは、契約する際に、相手方から「自分は暴力団等反社会的勢力でないこと」、「反社会的勢力との関係がないこと」、「暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと」及び、「下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと」等を項目ごとに表明させ、これに「違背した場合」や「虚偽の申告をした場合」には「無催告で解約に応じ」、「これによって生じた損害を自分の責任とする」ことを確約させる文書です。
- 作成に当たっては、単に、文書末尾に署名押印を求めるだけでなく、記載内容を「理解して同意したかどうかの意思表示」をさせ、そのことを「相手方自身の行為（挙動）によって記録に残す」ことが重要なポイントとなりますので、項目ごとに、署名者本人に直接表明、確約（いたします・いたしません）の記載を求めるか、不動文字を丸で囲む方法をとることが重要です。
- 「表明・確約」を導入することによって、直接本人に、暴力団等反社会的勢力ではないことを確認することができ、また、その過程で、“疑い”があるか否かが分かって、契約前に排除できることとなり、契約後に排除する契約書の暴力団排除条項とは違った効果があります。
- また、契約後に判明した場合には、表明・確約違反となり、契約の解除及び相手方への損害賠償請求や、刑事的には「詐欺罪」としての立件を容易にする効果がありますので、暴排条項と併せて活用することが効果的です。

【表明・確約書の文例】

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

〇〇株式会社
代表取締役

殿

〔〇〇株式会社代表取締役〕

住所

(ふりがな)

氏名

昭・平 年 月 日生（ 歳）

1 私[当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約（いたします・いたしません）。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ⑦ その他前各号に準ずる者

2 私[当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約（いたします・いたしません）。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 私[当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約（いたします・いたしません）。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4 私[当社は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約（いたします・いたしません）。

- ① 下請け又は再委託先業者が前1及び2に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
- ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること

5 私[当社は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約（いたします・いたしません）。

6 私[当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約（いたします・いたしません）。

平成 年 月 日

署名

Ⓢ

(注) 契約相手（乙）に保証人がある場合には、契約相手、契約相手の保証人は各別に作成してください。

1から4までの各項目末尾の「いたします・いたしません」は、必ず署名者本人が、どちらかを○で囲んでください。

※契約の主体によって、「私」「当社」を使い分けてください。

※代表以外の役員について、必要と認めるときは別紙として住所・氏名・生年月日の記載を依頼するようにしてください。

2 暴力団排除条項

- 導入することで、事実上「コンプライアンス宣言」と同様の効果があります。
- 契約時に、契約相手を牽制し、偽装契約を抑制する効果があります。
- 契約後、相手方が暴力団等反社会的勢力と判明した場合、契約解除の根拠となります。

暴力団排除条項を導入し、活用して行くことは、暴力団等反社会的勢力との関係を遮断するために極めて有効な施策です。

また、これに加えて、前ページの「表明・確約書」の作成・提出を求めることが、相手の意思表示を更に明確にすることとなり、契約時の確認、事後の処理に極めて有効となります。

【暴力団排除条項の文例】

第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等
- ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配している認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4 ① 乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。

- ② 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
- ③ 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5 ① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報告に必要な協力を行うものとする。

- ② 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。

6 甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。